

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年4月17日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

### 鳥取県人事委員会規則第14号

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年鳥取県人事委員会規則第31号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前																														
別表（第2条関係） 1～7 略 8 北栄町	別表（第2条関係） 1～7 略 8 北栄町																														
<table border="1"><thead><tr><th>機 関</th><th>職</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>町長部局</td><td>課長 出納室長 総務室長 財務室長</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>中学校</td><td>校長 教頭</td></tr><tr><td>認定こども園</td><td>園長</td></tr><tr><td>保育所</td><td>所長</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></tbody></table>	機 関	職	略		町長部局	課長 出納室長 総務室長 財務室長	略		中学校	校長 教頭	認定こども園	園長	保育所	所長	略		<table border="1"><thead><tr><th>機 関</th><th>職</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>町長部局</td><td>課長 出納室長 総務室長 財務室長</td></tr><tr><td>保育所</td><td>所長</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>中学校</td><td>校長 教頭</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></tbody></table>	機 関	職	略		町長部局	課長 出納室長 総務室長 財務室長	保育所	所長	略		中学校	校長 教頭	略	
機 関	職																														
略																															
町長部局	課長 出納室長 総務室長 財務室長																														
略																															
中学校	校長 教頭																														
認定こども園	園長																														
保育所	所長																														
略																															
機 関	職																														
略																															
町長部局	課長 出納室長 総務室長 財務室長																														
保育所	所長																														
略																															
中学校	校長 教頭																														
略																															
9～28 略 備考 略	9～28 略 備考 略																														

備考 改正部分は、太線で囲まれた部分である。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。